

## 産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

## 提出者

住所 茨城県神栖市東和田30番地

氏名 鹿島ケミカル株式会社

工場長 村岡 勇司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0299-96-2274

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島ケミカル株式会社 本社工場	
事業場の所在地	茨城県神栖市東和田30番地	
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 から	令和 7 年 3 月 31 日 まで

## 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

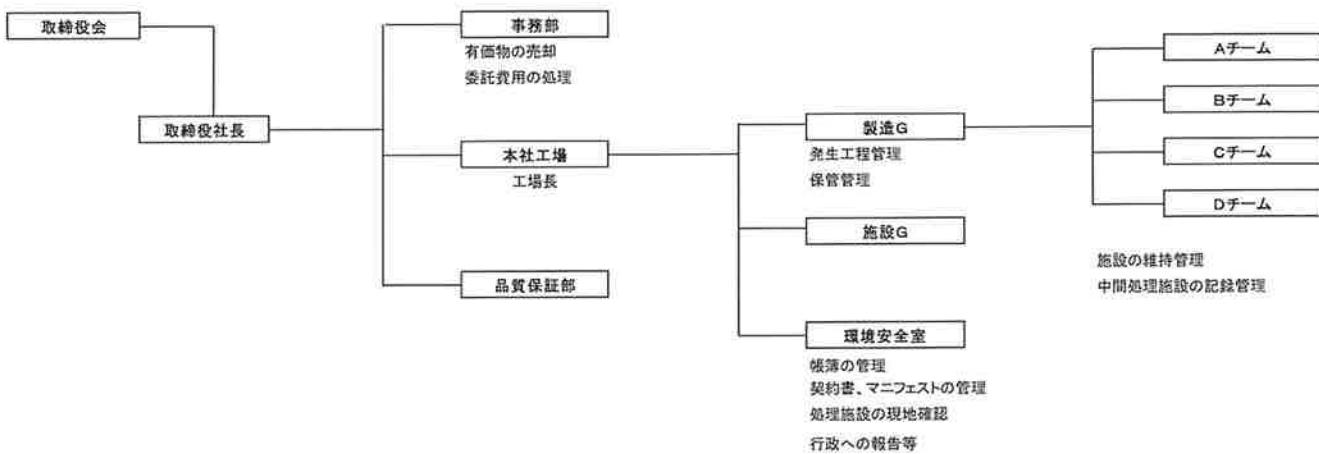
①事業の種類	化学工業
②事業の規模	製造品出荷額： 134億円
③従業員数	57名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p><b>鹿島ケミカル 製造工程図</b></p> <pre>     graph LR       A[プロピレン] --&gt; B[反応]       C[塩素] --&gt; B       B --&gt; D[精製]       D --&gt; E[アリルクロライド]       E --&gt; F[反応]       F --&gt; G[精製]       G --&gt; H[エピクロロヒドリン]       H --&gt; I[反応]       I --&gt; J[精製]       J --&gt; K[モノクロルヒドリン]        L[プロピレン] --&gt; M[反応]       N[塩化水素] --&gt; M       M --&gt; O[精製]       O --&gt; P[IPC]        P --&gt; Q[排水処理]       Q --&gt; R[排水]       R --&gt; S[石灰残渣]       R --&gt; T[乾燥汚泥]        D --&gt; U[廃副溶剤]       U --&gt; V[②廃副溶剤]       V --&gt; W[①反応残渣]        H --&gt; X[排水]       X --&gt; Y[⑤ECH含有排水]       Y --&gt; Z[⑥MCH釜残液]   </pre> <p>①反応残渣 ②廃副溶剤 ③石灰残渣 ④乾燥汚泥 ⑤ECH含有排水 ⑥MCH釜残液 ⑦廃アルミナゲル</p>

(日本工業規格 A列4番)



## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（5年度）実績】								
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	木くず	
	排 出 量	949 t	367 t	4 t	281 t	21 t	8 t	t
② 計画	産業廃棄物の種類							
	排 出 量	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)								
<ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥の一部を破碎処理し製品として販売</li> <li>廃油の一部を廃酸として処理先を変更</li> </ul>								
【目標】								
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	木くず	
	排 出 量	900 t	300 t	2 t	250 t	20 t	7 t	t
(今後実施する予定の計画)								
<ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥の有効利用による、産業廃棄物数量の削減を図る。</li> <li>廃機械油を燃料リサイクルに変更する。</li> </ul>								

## 産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラント等の修繕等で発生する塩ビ管、断熱材、廃プラスチックなどは分別することにより中間処理先でリサイクルにされている。</li> </ul>
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間処理業者とコミュニケーションを図りリサイクル率向上のための廃棄物の分別方法を確立する。</li> </ul>

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 計 画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	木くず		
	全処理委託量	900 t	300 t	2 t	250 t	20 t	6 t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	200 t	300 t	2 t	t	20 t	6 t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	900 t	t	t	250 t	20 t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託料	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託料	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)									
※事務処理欄									

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

